



2024年 4 月 18 日 第2560回例会
4 月 第 3 例会

RI会長テーマ: Create Hope in the World
「世界に希望を生み出そう」

本年度会長テーマ Build FUTURE
「50年の過去に感謝し、50年先の未来を築こう」

「環境月間」

◆ 会長時間 ◆

諏訪(浩)会長

【天才ここにあり】



今日は少し息抜きをしましょう。

まず、1枚目の写真をご覧ください。電信柱と電線が印象的な、夕焼けが少し残る西の空にカラスが帰っていく様子です。これ、いつ、誰による作品だと思われ

ますか？

実は、これは、僕が知っている小学4年生の女の子が書いた「絵」なんです。写真ではありません。僕は最初、これを写真かと思いました。一番印象に残っている景色の絵を描いて、と頼んだら、これを描きました。



彼女は発達障がい的一种で「自閉症スペクトラム症」と診断されています。別名を「アスペルガー症候群」と言い、表情が乏しく人とのコミュニケーションが非常に苦手、時にひとりごとを多発します。しかし、このうち4人に1人は、非常に突出した能力を持つ「サヴァン症候群」です。

一般的に、「サヴァン症候群」が持つ能力は、一度聞いただけで曲を覚える、絶対音階、指定した年月日の曜日を答えられる、まるで写真のような絵を描く、地図や道路を広い範囲で覚えている、などですが、まるで写真のような絵を描いた彼女

は「サヴァン症候群」の子どもです。

もうひとつ、地図の画像をご覧ください。



これは、やはり小4の男の子が何も見ずに書いた地図です。彼も、地図や道路を広い範囲で覚えているという「サヴァン症候群」の特性

を持っています。お見せしているのは彼が書いた地図のほんの一部で、A4用紙4枚をつなぎ合わせて書きました。

ただ、この地図は、実際には存在しない土地の地図、すなわち、彼が想像して作った地図なんです。地名も全て彼が作り出したものです。すごいところは、彼はこの地図を極めて正確に覚えていて、何度でも同じ地図を描き、どの町の隣はどの町か、誤りなく答えられることです。

このように、普通の人にはない極めて突出した能力を持ちながら、社会性に乏しく空気が読めないという、ただそれだけの理由で、多くの場合、「あいつは変わり者だ」というレッテルを貼られ、能力を活かす場を見つけることができず、ただのみ出しものとして生きているしかないのです。

しかし、能力をフル解放する場に恵まれた方々もいます。独創的なヒット曲を連発する米津玄師(よねづけんし)は自閉症であることを公表していますが、その能力ゆえに「サヴァン症候群」ではないかと言われています。圧倒的な強さを見せる藤井聡太八冠もそうではないかと言われて

います。さかなクンもそうです。もし、彼らのお母さんが、他の子どもたちと違う我が子をなげき悲しみ、「しずかにして下さい」「そんなことはやめなさい」と、枠の中にはめようとしていたら、米津 玄師（よねづ けんし）も藤井 聡太も、さかなクンも生まれていないのです。そしてこれは、社会の大きな損失と言えます。

家庭においても職場においても、そして社会においても、この能力を活かせる環境に対する理解とその実現が、混沌としたこれからの世界を明るくする一つの希望ではないでしょうか。

最後に、4月19日はPハリス誕生日であることを申し添えます。

●委員会報告

✦ プログラム・出席委員会

出席報告 福田君

本日（4月18日・木曜日）

会員数	91名	出席者	73名
欠席者	18名	ご来客	0名
ご来賓	0名	ゲスト	3名
		計	76名

4週前の例会2024年3月21日・木曜日
出席率 100%



✦ ロータリー情報委員会 鈴木君



国際ロータリー（RI）について

【最近のRI動向】

「ロータリー」は世界中に広がり、活動の幅をどんどん広げ、その影響、存在力が強まる一方、「団体、組織」としてのガバナンス（組織統括）はどうなっているのでしょうか。少しここからは難しく聞こえてくるかもしれませんが。

【ロータリー未来形成委員会】

2006年に始まった「未来の夢計画」はロータリー財団に対する世界中のロータリークラブを巻き込んだ改革でした。2018年に「未来形成委

員会」なるものがRI理事会により設置されています。この委員会ではロータリーのガバナンス（組織統括）の在り方全般について水面下で協議を進めており、未だ草案の状態ではありますが世界中のロータリークラブが巻き込まれる変革となり得るものです。2022年の規定審議会ではインパクトのある採択が多くありました。「会員身分に関するもの」「会員所在地に関する要件の撤廃」や新しい形のクラブ例会開催の緩和といった、非常に“目に見えて分かりやすい”制定案が採択され、今日も適用されています。が、じつは「ロータリー未来形成」なるものがパイロット地区を定めて試験運用されることも採択されていました。これはまだ試験運用ですのでそのまま、即運用とはならないとは思いますが。

ちなみに新ガバナンスでは地区、ガバナー制度を廃止し、地域（リージョン）、リージョナルカウンシル（3年任期）とセクションリーダー（2年任期）へと変更とする、など100年以上続いた制度の変更となり、これまで慣例のように行われてきたものが大きく変わっていくことになるのは目に見えています。もちろん「必ずこうなる」というものではありませんが、今年度のうちにパイロット地区での試験運用が始まり、この先2026年、2030年の規定審議会を経て、2030年過ぎには、何かしらの動きが始まる可能性があります。これは国際ロータリー、つまり「私たちロータリアン一人一人」に関係してくることなのです。

✦ 職業奉仕委員会 吉田(浩)委員長

本日は新会員企業従業員の例会への招待となっております。



前田建設工業㈱ 谷口 健さん（渡辺 勇作 君）
 ㈱NIZAWA 栗原 亮太さん（新沢 亮二 君）
 戸田建設㈱広島支店 山中 俊介さん（津村 昌史 君）

本日お越しの前田建設工業㈱の谷口さん、㈱NIIZAWAの栗原さん、戸田建設㈱の山中さん、ようこそいらっしゃいました。日頃の例会でロータリークラブ会員はどのようなことをしているのか観ていただきます。引き続きごゆっくりと例会をお過ごしください。

※ 鈴木次年度幹事

- 2025-26年度の青少年交換派遣学生募集の案内が届きました。約1年間の交換留学を通して、文化交流による世界理解を深める高校生対象のプログラムです。会員関係者で推薦を希望する学生がいる場合は、6月末までに事務局までご連絡をお願いします。
- 次年度ガバナー月信の配布は、原則メール配信に変更となりますので、印刷物での配布を希望される方は回覧に記入をお願いいたします。
- 21日の13:00より2024-25年度地区・研修協議会が広島国際会議場において開催されます。出席対象者のBOXに当日プログラムを配布しておりますので、ご参集の程よろしく願いいたします。

● 会員記念日

🗓️ ご入会記念月おめでとうございます。

(4名)

松岡(幹)君(S57年) 香川(基)君(H8年)
中村(光)君(R2年) 安部君(R5年)

🌸 創業月おめでとうございます。

(12名)

井原君 (医)井原クリニック
川西君 ㈱トータテホールディングス
福田君 (医・社)メリィホスピタル
大植君 大植法律事務所 南條君 南条工業㈱
山縣君 ㈱ニシヒロ
隅田君 ㈱KRC 広島西支社
瀬崎君 広島電鉄㈱ 田原君 ㈱タハラ
川村君 アルジェイ㈱
田島君 広島アルミニウム工業㈱
安原君 ひろしんビジネスサービス㈱

● スマイルボックス SAA 長谷川(剛)副委員長

👤 大地君 (自主申告・ダブル)

4月26日(金)、ホテル屋上にビアガーデンがオープンします。ご案内をみなさんのBOXに配布しました。通常料金7,000円ですが、1,000円お得な早割チケットを好評発売中です。

チケットには限りがありますので、早めの購入をお勧めいたします。

👤 瀬崎君

中国新聞4月11日号に『広島電鉄は、カーブ、サンフレッチェ、広島交響楽団をそれぞれ応援するフルラッピング電車をリニューアルした』と掲載されていました。

フルラッピング電車は、クラウドファンディングを通じて、外装の全面をチームや楽団のカラーで覆った車両です。本年度は内装にも手を加え、サンフレ電車、カーブ電車とも今季のキャッチフレーズ・スローガンを入れたそうです。広響電車は13日から運行予定。車内は選手や楽団員の案内も流れるそうです。

👤 部谷君

広島経済レポート(青)4月18日号に『ひろぎんホールディングスは、人材業の日本ワールドビジネスと、技能実習や特定技能などの制度で働く労働者受け入れ支援の共同出資会社の設立を2024年度中に目指す』と掲載されていました。

共同出資会社は入出国時の送迎や生活相談、日本語の習得などサポートし、受け入れ先企業から支援料を受け取るそうです。日本ワールドビジネスさんは、「労働人口減少で外国人材受け入れの重要度が増す中、地元企業の人材不足という経営課題解決に貢献したいとの考えが一致した」とコメントされていました。

👤 中川君

4月3日付 日本経済新聞と中国新聞に『広島ガスは1月に始めた電力小売事業の契約数を、2026年度に1万5,000件とする目標を明らかにし、24年度の中期経営計画に盛り込んだ』と掲載されていました。

同日開いた記者会見では、4月1日に就任したばかりの中川 智彦社長が出席され、「1万

5,000件はコンサバ（保守的）な目標だ。旧電力とほぼ同じ値段でこちらはグリーン電力であることが消費者に響いている」と述べられて上積みにも自信を見せておられました。

スマンボックス

古屋君

先週の例会で携帯が鳴ってしまいました。今後は、マナーモードに切り替えることを忘れないよう気をつけます。

卓話



相続登記の義務化について

田川 昭夫君

相続登記の義務化について

広島西ロータリークラブ
司法書士 田川昭夫

はじめに

- ▶ 法律の話は面白くない。
- ▶ 専門用語が多くて理解し難い。
- ▶ でも知っていて損はありません。

これを前提に聞いてください。

相続登記の義務化が施行されました

- ▶ 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。
- ▶ 多くの場合、法改正の内容は改正日以降の事案への適用となりますが、相続登記の義務化は遡及効の適用があります。
- ▶ そのため、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは義務化の対象となります。

ちょっと、不動産登記の仕組みについて

- 不動産登記は、表題部と権利部に区分して作成されています。
- 表題部は、土地や建物の形状や現況が記録されており、課税等の見地から、所有者にはその登記申請が原則義務づけられています。
- 権利部は、所有権（所有者）や抵当権等その他の権利情報が記録されており、各権利を取得した者が、自らの権利を第三者に対し対抗力を備えるために、自らの意思で行うものとされており、これまでは相続登記を含め申請義務はありませんでした。

何故、相続登記が義務化されるのか（1）

- ▶ 例えば、13年前に起きた東日本大震災後の高台移転事業や10年前に起きた安佐南区川内・緑井地区の豪雨水害後の砂防ダム設置事業等において、該当地域は山林等が多く、所有者の相続登記未了土地が多くありました。
- ▶ 登記簿を見ても所有者が分らない「所有者不明土地」については、所有者の探索が必要であり、これがネックとなり事業進行が大きく遅延することとなりました。

何故、相続登記が義務化されるのか（2）

- ▶ その後も、「所有者不明土地」が全国で増加しており、周辺環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生じるなど社会問題となっています。
- ▶ 全国レベルで調査したところ、不動産登記簿のみでは所有者の所在が判明しなかった土地の割合は、24%（令和4年度国土交通省調べ）にも及んでおり、その面積は九州の面積よりも広いといわれています。

所有者不明土地の解消のための施策

- (1) 不動産登記制度の見直し
- (2) 相続土地国庫帰属制度の創設
- (3) 民法のルールの見直し

所有者不明土地の解消のための施策

- (1) 不動産登記制度の見直し
 - ① 相続登記申請の義務化
 - ② 相続人申告登記
 - ③ 所有不動産記録証明制度
 - ④ 住所等の変更登記申請の義務化
 - ⑤ 職権による住所等の変更登記
 - ⑥ DV被害者保護のための記載事項特例

所有者不明土地の解消のための施策

- (2) 相続土地国庫帰属制度の創設

所有者不明土地の発生予防の観点から、相続によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が創設され、令和5年4月27日に施行されています。

所有者不明土地の解消のための施策

(3) 民法のルールの見直し

- ①土地・建物に特化した財産管理制度の創設
- ②共有制度の見直し
- ③遺産分割に関する新たなルールの導入
- ④相続関係の見直し

相続登記申請の義務化の概要

- (1) 不動産を取得した相続人に対し、相続登記の申請をすることが義務付けられました。
<不登法76条の2>
- (2) 正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料となります。
<不登法164条1項>
- (3) 遺産分割で不動産を取得した場合も、その内容に応じた登記をする義務があります。

いつまでに相続登記をすればいいのですか？

- ▶ 令和6年4月1日以降に相続により不動産を取得した相続人は、**その取得を知った日から3年以内**に
- ▶ 令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものは、**令和9年3月31日までに**それぞれ、相続登記の申請をする必要があります。
- ▶ 遺産分割により不動産を取得した場合は、**遺産分割の日から3年以内**にその結果に基づく登記の申請をする必要があります。

登記申請義務の対象となる不動産は？

- ▶ 相続により取得したことを知った不動産（土地・建物）が義務の対象です。
- ▶ 遺産分割が成立した場合や、亡くなった方から相続人に対し遺贈をした場合等も対象になります。

登記義務の対象とならない場合（1）

- ▶ 亡くなった親が不動産を所有していたかどうかよく分からない場合等は、特定の不動産を相続で取得したことを「知った日」から義務はスタートします。
- ▶ 従って、相続により取得した不動産を具体的に知るまでは、相続登記の義務は発生しません。

登記義務の対象とならない場合（2）

- ▶ 遺産分割の結果、相続人の一人が不動産を相続したが、その相続人は相続登記をしていません。
- ▶ この様な場合、他の相続人には相続登記の義務はありません。

期限内に相続登記をしない場合はどうなりますか？

- ▶ 正当な理由がないのに、期限内に相続登記の申請や遺産分割の結果に応じた登記の申請をしない場合は、10万円以下の過料が課される可能性があります。

正当な理由となるのは、どのような場合ですか？

- ① 相続人が極めて多数に上り、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要する場合
- ② 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われており、相続不動産の帰属主体が明らかでない場合
- ③ 相続登記の義務を負う者自身に重病その他これに準ずる事情がある場合
- ④ 相続登記の義務を負う者が、DV被害者等で、避難を余儀なくされている場合
- ⑤ 相続登記の義務を負う者が、経済的困窮者で登記申請の費用を負担できない場合

過料が科される場合の流れは、どのようになるのですか？

- ① 登記官が、義務違反を把握した場合、その違反者に登記をするよう催告します。（催告書の送付）
- ② 催告書に記載された期限内に登記がされない場合、登記官は裁判所に対して、その申請義務違反を通知します。この場合、催告を受けた相続人から説明を受け、「正当な理由」があると認められたときは、通知は行いません。
- ③ ②の通知を受けた裁判所は、要件に該当するか否かを判断し、過料を科す旨の裁判を行います。

登記官はどのような場合に催告をしますか？

- 登記官は、相続人が不動産の取得を知った日がいつかを把握することは難しいので、次の2つの場合を端緒として義務違反と認められる者がいることを職務上知ったときに限り、催告を行います。
- ① 相続人がある不動産について遺言の内容に基づく相続登記申請をしたが、遺言書に別の不動産もその相続人が取得する旨の記載があった場合。
 - ② 相続人がある不動産について遺産分割協議書に基づく相続登記申請をしたが、その協議書に別の不動産もその相続人が取得する旨の記載があった場合。

遺産分割の話合いがすぐに出来ない場合

- ▶ 不動産の所有者が死亡し相続が発生したが、**相続人間で遺産分割の話合いがまとまらない場合**、すぐに相続登記申請義務が果たせません。
- ▶ この場合、全ての相続人は法律で定められた持分（法定相続分）の割合で不動産を共有した状態になります。

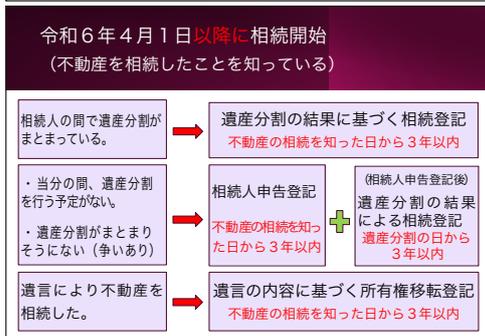
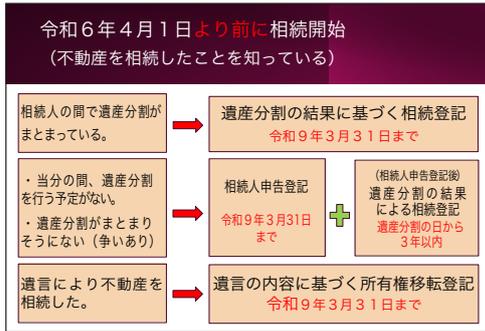
遺産分割の話合いがすぐに出来ない場合

- ▶ この共有状態を反映した登記をするためには戸籍等資料の収集が必要となり相続人の負担が大きくなります。
- ▶ そこで、より簡便に申請義務を履行する制度として、「**相続人申告制度**」が創設されました。

相続人申告登記とは？

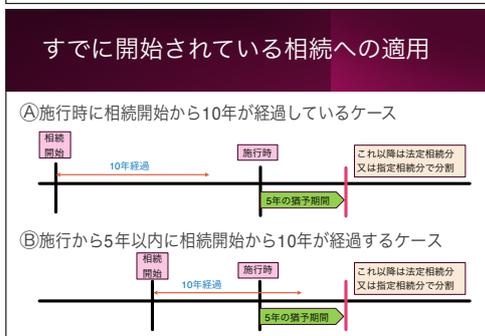
「相続人申告登記」

- ① 登記簿上の所有者について相続が発生しており、自らがその相続人であることを法務局（登記官）に申し出ることにより
- ② 法務局は、登記簿に相続が発生したこと、申し出た相続人の住所・氏名を登録する。
（1件の申告登記で相続人全員の住所・氏名を登録することも可能です。）
この申告登記を行った相続人は、相続登記申請義務を履行したことになります。



遺産分割に関する新ルールの導入

- ▶ 相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人の遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難になります。
- ▶ そこで、被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うとされました。
- ▶ すでに開始している相続にも適用されますが、施行日から5年の猶予があります。



相続土地国庫帰属制度

- ▶ 都市部への人口移動や人口減少・高齢化などを背景に、土地利用ニーズの低下と土地所有に対する負担感が増加し、相続された土地が所有者不明土地の予備軍となっている。
- ▶ そこで、相続等により土地の所有権を取得した相続人が法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させる制度が創設されました。

相続土地国庫帰属制度

- ▶ 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請可能です。
- ▶ 土地の要件
更地（建物や工作物がない）であること。
土壌汚染や埋蔵物や危険な崖がないこと。
境界が明らかなこと。
担保等第三者の権利がないこと。
- ▶ 負担金（10年分の土地管理費相当額）の納付。

相続土地国庫帰属制度

- ▶ 令和5年2月22日から事前相談が開始され本年1月末日まで21,985件の相談があり、この制度が開始された令和5年4月27日からこれまでに1,661件の承認申請が行われ、117件の国庫帰属が承認されています。

その他見直される登記制度

- ▶ 住所等の変更登記申請の義務化
(令和8年4月までに施行)
登記簿上の所有者について氏名や住所が変更した場合、その変更登記の義務化
(所有者不明土地発生の予防のため)
- ▶ 職権による住所等の変更登記
(令和8年4月までに施行)
- ▶ DV被害者保護のための記載事項特例
(令和6年4月1日施行済)

お疲れ様でした

ご清聴ありがとうございました。



卓話予告

日時	テーマ
5/9(木)	会員研修卓話 ラーニングファシリテーター 松岡 輝明 君

広島西RC **検索**

例会日・木曜日 12:30~13:30
 例会場・ANAクラウンプラザホテル広島
 会長 諏訪 昭浩
 幹事 吉田 大蔵

事務所・〒730-0011 広島市中区基町6-78
 リーガロイヤルホテル広島13F
 TEL 082-221-4894・FAX 082-221-4870
 E-mail : hwrc@godorc.gr.jp
 作成・会報雑誌・広報委員会